

法テラス多摩法律事務所ニュースレター 第11号

全国の法テラスでは、経済的にお困りで弁護士費用をご一括でご用意できない方の為に、

○無料の法律相談

○弁護士費用の一時立替え

の業務を行っております。法テラス多摩では、毎週月～金曜日まで法律相談をお受けしておりますが、当法律事務所でも、不定期で法律相談の日程を設けております。

今回は、この制度のご利用の流れをご説明いたします。

◆民事扶助制度のご利用のながれ

《法律相談予約》(※電話予約)

①資力基準の確認

②法律相談の予約

* 資力基準を満たさない方には、他の窓口をご案内します

《法律相談》

30分程度の弁護士による法律相談です。
継続すべき場合には、改めてお越しいただき継続相談となります。
同一案件につき、相談は3回までお受けできます。

《審査》

法律相談の結果、代理援助を申し込む場合は、法テラスを利用するための審査を受けていただきます。

審査では以下の3つの条件を満たす必要があります。

①資力基準以下であることの確認

(生活保護受給証明書、課税・非課税証明書、給与明細、源泉徴収票など収入に関する疎明資料の提出。不動産などの試算の有無についても確認いたします)

②勝訴の可能性がないとは言えないこと

③民事法律扶助の趣旨に適すること

(報復的感情を満たすため、宣伝のため、権利濫用的な訴訟の場合には、援助できません)

《援助開始決定》

審査に通ると、援助開始決定が出され、契約後に弁護士が代理人として事件処理を進めることとなります。弁護士費用については、法テラスの基準に基づいて決定され、毎月分割で償還(お支払い)いただきます(無利息)。

(生活保護を受給されている方には、支払猶予などの制度があります)

《事件終結》

事件の結果を考慮し、弁護士報酬金の算定、支払方法を審査で決定いたします。相手方からの入金状況、ご本人の経済状況に応じて、償還猶予・免除する制度もあります

《事件処理》



《解決！》

(相談のみで終了する場合、審査には進みません)

☆審査は、相談を受けた法テラスで行います

☆収入に関する資料の他に、省略のない住民票・償還用通帳、事件に関する資料等をご用意いただきます



◆法テラス多摩法律事務所は、こんなことに対応しています

法テラス多摩法律事務所に所属するスタッフ弁護士は、扶助の無料法律相談の他に、地方自治体・関連機関の皆様向けに、業務を行っております。

○関連機関の皆様との連携が必要な事案を担当できます

ご高齢の方や、障害をお持ちの方の事案など、関連機関の皆様と連携し、事件の解決に向けて活動します。

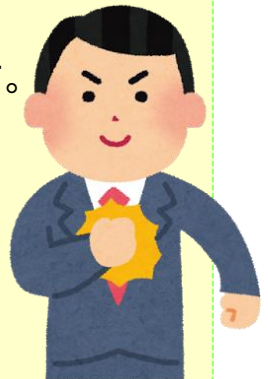
○出張相談に対応できます

相談者様のご自宅や、医療施設等へのお出張相談を行うことができます。
(但し、出張相談の実施には、要件がございます。)

詳しくは、お電話にてお問い合わせください。)

○関連機関の方向けの電話相談を行っています

関連機関の皆様が業務を行う上で必要な法的な知識に関して、弁護士がお電話でお答えすることができます。



その他、相談のご予約・業務に関するお問合せ等、お気軽にお電話ください！

◆事務局コラム

今年1月より、当事務所に勤務しております。

豪雪が何度も東京を襲い、猛暑かと思えばまた寒くなり、と気候に翻弄されるうちに、日々が過ぎました。あまりにも時間の流れ方が早すぎると思い、ちょっと調べてみると、「ジャンーの法則」なるものに辿り着きました。なんでも、「生涯のある時期における時間の心理的長さは年齢に反比例する」とか。もしそうなら、年々時間感覚は早くなってしまふ、とおそろしくなつて、今度は「時間感覚をゆっくりにするにはどうしたら？」と調べてみると、脳科学者の茂木健一郎氏いわく、「発見することが多いと時間感覚がゆっくりになる」とのこと。ゆっくり充実した人生を送るために、日々耳目を広げようと背筋を正した次第です。



事務局 A・N

法テラス多摩法律事務所のご案内

〒190-0012 立川市曙町2-8-18
東京建物ファール立川ビル5階

☎050-3383-5314

(電話受付 平日9:00~17:30)
法律相談をご希望の場合は、事前に電話で予約をお願いいたします。

法テラスホームページ ↓
<http://www.houterasu.or.jp/>

